

令和 5 年 第 7 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 5 年 7 月 2 4 日

武蔵村山市教育委員会

令和5年第7回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年7月24日（月）

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時22分

2 場 所 武蔵村山市役所401大集会室

3 出席委員 池谷光二（教育長） 大野 順 布
杉原 栄 子 比留間 雅 和
潮 美 和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	鈴木 義雄	学校教育担当部長	東口 孝正
教育総務課長	佐藤 哲郎	指導・教育センター担当課長	加藤 由裕
学校給食課長	神子 武己	防災食育センター整備担当課長	矢野 喜之
文化振興課長	西原 陽	スポーツ振興課長	鳥海 純子
図書館長	諸星 裕	指導主事	石井 和成
指導主事	丹羽 千晶		

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 池谷正太郎
牧瀬友紀子

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第39号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第40号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第41号 令和5年度実施 令和4年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について
- 7 議案第42号 武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例の申出について
- 8 その他
- 9 議案第43号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際しまして、2名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより、令和5年第7回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○池谷教育長 本日の議事日程は、会議招集の通知後に、急施を要する案件について会議に付議する必要が生じたことから、新たにお手元に配布したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認め、配布のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思えます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、比留間委員にお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和7年度以降の学校給食におけるアレルギー対応食についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校給食課長から報告いたします。

神子学校給食課長、お願いします。

○神子学校給食課長 それでは、令和7年度以降の学校給食におけるアレルギー対応食について御報告いたします。

初めに、資料1の3ページの参考資料を御覧ください。

まず、文科省の食物アレルギー対応指針でございます。食物アレルギー対応の大原則を6つ示してございます。概して安全性についての指針でございます。

次に、(仮称)防災食育センターを整備する前に、市で防災まちづくり構想を策定してございます。その中でもアレルギーに関する記載がございます。抜粋でお示しをさせていただきました。

次に、近隣市の令和4年度のアレルギー除去食の対応状況でございます。

また、最後に令和4年度の本市のアレルギー対象者の状況でございます。比較的重症度の高いエピペン使用者が小・中合計で18人いる状況でございます。

1ページにお戻りください。

参考資料を踏まえ、令和7年度以降の学校給食におけるアレルギーの対応につきまして御説明をいたします。

まず、本市の現状でございます。現状では、アレルギーの申告があった児童・生徒の保護者に対し、通常とは別の詳細な献立表を配布し、食べる、食べないの判断を原則保護者をお願いをしております。なお、献立により自宅からのお弁当を持参することも可能でございます。

次に、実際の対応でございますが、(仮称)防災食育センターの整備を契機にアレルギー対応について小学校、中学校の同時実施を考えてございます。

次に、実施品目と実施時期の関係でございます。できる限り多くの品目の実施と早い時期の開始が理想ではございますが、安全性や準備の観点から、記載のとおり、令和7年度の2

学期の1品目から開始し、徐々に品目数を増やしていければと考えてございます。

最後に、主な準備事項についても記載のとおりでございますが、平成24年の調布市での小
学生の死亡事故を踏まえ、万に一つのミスもないように慎重に準備を進めていかなければなら
ないと考えてございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、2点目でございます。

地区会館等へのW i - F i（無線LAN）の整備についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

西原文化振興課長、お願いします。

○西原文化振興課長　地区会館等へのW i - F i（無線LAN）の整備について御報告いたし
ます。

災害時等の避難所開設時に避難者が災害情報などを迅速かつ的確に入手できるよう地区会
館等にW i - F i（無線LAN）を導入しました。また、地区会館等の利用者の利便性向上
を図ることを目的に、平時においても利用できることとしましたのでお知らせいたします。

利用開始日は、7月14日（金）からとさせていただきます。利用開始の準備が整ったこ
とから、できる限り早く施設利用者に利用していただきたいと考えたためでございます。

利用可能施設につきましては、公民館2館、地区会館5館でございます。

市民への周知につきましては、各地区会館等の窓口及び市ホームページ、公共施設予約シ
ステムのお知らせ欄で行っており、市報8月1日号においても行います。

報告は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、3点目でございます。

令和5年度少年少女スポーツ大会第53回少年野球大会の開催結果についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長　それでは、令和5年度少年少女スポーツ大会第53回少年野球大会の
開催結果について御報告いたします。

資料3を御覧ください。

本大会は、令和5年6月25日（日）から7月1日（土）、2日（日）までの3日間、総合

運動公園運動場を会場として開催をいたしました。

参加状況といたしましては、小学校 6 年生、5 年生で構成される一部が 6 チーム、75 人、小学校 4 年生以下で構成される二部が 4 チーム、70 人、合計 10 チーム、145 人で行いました。

成績につきましては、資料にお示しのとおりでございますが、一部の優勝が小中一貫校大南学園第七小学校のグレートベアー A チーム、二部の優勝が第八小学校の青空 C チームという結果で行いました。各試合の結果につきましては、別紙を御参照いただきたいと思います。

教育長におかれましては、お忙しい中、開会式等に御出席をいただき、誠にありがとうございました。御礼申し上げます。

報告は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、4 点目でございます。

令和 5 年度姉妹都市交流事業第 17 回栄村駅伝大会選手派遣結果についてでございます。

資料 4 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長　それでは、令和 5 年度姉妹都市交流事業第 17 回栄村駅伝大会選手派遣結果について御報告いたします。

資料 4 を御覧ください。

令和 5 年 7 月 2 日（日）に開催されました栄村駅伝大会につきましては、武蔵村山市から雷塚小学校及び第一中学校の児童・生徒 8 人を含む 10 人が、「えのき」、「でえだら」のそれぞれのチームとして参加を行いました。

大会には、スポーツ推進委員 2 名とスポーツ振興課職員 2 名が児童・生徒の対応等を含む引率として同行いたしました。

また、武蔵村山市からは、上述の 2 チームの他に、峰すいそう会から 2 チーム、西部地区おやじの会から 1 チーム、合わせて 3 チームが参加を行いました。今大会から武蔵村山市からの参加チームは、特別参加ではなく総合順位に反映されるということで、選手たちはとても張り切って当日を迎えておりました。

成績といたしましては、18 チーム中、えのきチームが 8 位、でえだらチームが 14 位という結果で行いました。各選手の成績と詳細につきましては、記録集計表をお示ししてござ

いますので、御参照いただきたいと思います。

大会当日は、武蔵村山市から市長、市議会議員、教育長、第一中学校の校長先生など多くの方々に応援に駆けつけていただき、大会を盛り上げていただきました。教育長におかれましては、公私ともに御多忙の中、長野県栄村まで応援に駆けつけていただき大変ありがとうございました。御礼申し上げます。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、5点目でございます。

電子図書館の学校利用についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、図書館長から報告いたします。

諸星図書館長、お願いします。

○諸星図書館長 それでは、電子図書館の学校利用について御報告いたします。

資料5を御覧ください。

市が昨年10月に導入いたしました、むさしむらやま電子図書館、電子書籍サービスを、この7月から学校で使用しているGIGA端末のIDとパスワードを使用して活用できるようにいたしました。今後は、授業や課外活動、GIGA端末を自宅に持ち帰りした際の調べ物学習、また、登校が困難な児童・生徒への利用などに活用していただければと考えております。

対象者は、市内小・中学校に在籍する児童・生徒及び教職員の方で、24時間365日、1人2冊まで14日間借りることができ、14日間経つと自動的に返却される仕組みとなっております。

電子書籍数は、小説、絵本、旅行ガイド、レシピ本及びビジネス書等を約1万1,000冊揃えております。まだ授業用コンテンツの種類は少ないですが、差し当たって夏休み期間中の読書活動などに活用していただければと考えております。今後、使用状況なども見ながら、必要に応じて資料を増やしていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

6点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

大野職務代理者、お願いいたします。

○大野職務代理者 アレルギー除去食の実施についてですけれども、食のアレルギーで苦しんでいる方が少なからずいらっしゃるということは承知しておりましたけれども、これほど多様な食材へのアレルギーがあるということに改めて驚いております。

参考資料を見ますと、様々な種類の食材へのアレルギー対象者の合計が令和4年度では小・中合わせて231人とありますが、人によっては複数の食物アレルギーを持っている人もいらっしゃると思いますが、この表の見方と実人員が分かれば教えていただきたい。

また、現状、その児童・生徒は具体的にどのような形で昼食を取っているのか伺います。

○池谷教育長 神子学校給食課長、お願いします。

○神子学校給食課長 お答えいたします。

まず1点目、アレルギー対象者の関係でございますが、御指摘のとおり、参考資料に記載の数は延べ人数でございます。実人員につきましては、小学校合計で86人、中学校合計で29人になります。

次に、該当児童・生徒の昼食の取り方でございますが、先ほども申し上げましたとおり、基本的には食べる、食べないの判断を原則保護者をお願いしております。しかしながら、食べられない物が多ければ昼食が成立をいたしませんので、その場合は家庭の判断により、家庭からお弁当を持ってきたりと学校からは聞いてございます。

以上でございます。

○池谷教育長 大野職務代理者、いかがでしょうか。

○大野職務代理者 ありがとうございます。実人員にしても、小学校86人、中学校29人、合わせて115人と、その多さに改めて驚いたところでございます。学校給食といえば、栄養に配慮された同じ物をみんなと楽しくいただくというイメージを持っていますが、それが叶わないお子さんもたくさんいらっしゃるということ、また、その子供たちの保護者が抱える苦勞、負担の計り知れない大きさを想像したところでございます。

計画では、まず卵の完全除去食を令和7年9月から、そして行く行くは3品目まで広げるとしております。アレルギーで苦しんでいる児童・生徒の中の一部だとは思いますが、期待して待っている方も多いと思います。ぜひとも安全を第一に据えていただいた上で、一つずつ着実に進めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 それでは、資料5のむさしむらやま電子図書館の学校利用について申し上げます。

子供たちは学校で使用しているタブレット端末のIDとパスワードをそのまま利用して電

子図書館にアクセスできるというのはすばらしいと思います。24 時間 365 日利用できるということで大変便利になるとともに、読書に親しむ機会も増えるであろうことに感謝申し上げたいと思います。

私もこの二次元コードを利用して、むさしむらやま電子図書館から本を借りたのですが、総記、哲学、歴史、文学などジャンルごとに分類されていて、大変検索しやすいようになっていました。また、途中でやめて再度開くと読みかけのページから読める配慮もなされていて、なかなかすばらしいと思いました。

そこで、電子図書館に登録されている書籍の一覧について、紙ベースで見ることができるのかどうか伺います。100 冊程度表示できるようになっていましたけれども、やはりジャンルごとに検索するよりほかはないのかどうか、どこかで電子図書館としてどのような本が登録されているかを見ることは可能かどうかお聞きしたいと思います。

○池谷教育長 諸星図書館長、お願いいたします。

○諸星図書館長 それでは、お答えいたします。

まず、どのような書籍が登録されているかということ、簡単に分類で申し上げますと、一番多いのが文学、小説類になります。そのうち小説類が全部で 7,000 冊ほどありまして、そのうち著作権の切れた古典小説、夏目漱石ですとか芥川龍之介ですとか、そういった青空文庫と言いますが、小説が約 6,000 冊、それから比較的新しい小説が約 1,000 冊、次に多いのが社会科学の分野に関する書籍で約 1,000 冊、続いて芸術・美術が約 800 冊、児童書が約 700 冊、歴史に関する本が約 600 冊、自然科学が約 300 冊で、その他の順となっております。

検索方法につきましては、やはり部門ごとに検索していただくようになるというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございました。大変検索しやすい内容になっていましたが、どんな本があるのか一度に題名を見たいということから考えますと、できれば紙ベースでどこかで見られたらありがたいというふうに思いました。感想です。

○池谷教育長 その他、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第４ 議案第３９号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第４、議案第３９号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第３９号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校の学校運営協議会委員について、委員の解嘱をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 議案第３９号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認につきまして御説明いたします。

小中一貫校大南学園第七小学校の学校運営協議会委員につきまして、委員を解嘱する必要が生じましたが、会議を開催する時間的余裕がないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、別紙のとおり教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙にお示ししたとおりでございますので、御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 39 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 5 議案第 40 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 5、議案第 40 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 40 号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任免する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第 40 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認につきまして御説明いたします。

この件につきましては、令和 5 年 6 月 23 日付で市長から協議があり、回答する必要が生じましたが、会議を開催する時間的余裕がないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、同日付で臨時代理をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

別紙を御覧ください。

令和 5 年 7 月 1 日付の採用が 1 名、同年 6 月 30 日付の解任が 1 名、同年 7 月 13 日付の解任が 1 名でございます。

なお、教育総務課の教育施設担当につきましては、1 名欠員となっておりますが、今回

の採用で定数を満たすことになりました。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 40 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 6 議案第 41 号 令和 5 年度実施 令和 4 年度教育委員会事務事業点検
・評価報告書について

○池谷教育長 日程第 6、議案第 41 号 令和 5 年度実施 令和 4 年度教育委員会事務事業点検・評価報告書についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 41 号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会事務事業点検・評価報告書を作成する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りたくお願い申し上げます。

鈴木教育部長、お願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第 41 号 令和 5 年度実施 令和 4 年度教育委員会事務事業点

検・評価報告書について御説明いたします。

報告書の作成は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価し、その結果をまとめ、議会に報告するとともに、市民に公表するものでございます。

点検及び評価の対象となる施策は、武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める全ての具体的施策であり、当該施策の担当部署による一次評価を実施した後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項の規定に基づき、学識経験者等の 3 人で構成する有識者会議におきまして御意見を頂戴いたしましたので、その意見を反映した報告書を作成したところでございます。

今後、9 月に開催されます市議会定例会に報告するとともに、市民の方々にも公表する予定でございます。公表につきましては、市ホームページ等で行う予定でございます。

なお、詳細につきましては、教育総務課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、資料の別紙、令和 5 年度実施 令和 4 年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

まず、実施方法につきましては、昨年度は第二次教育振興基本計画に定める事業のうち、重点施策に位置付けている事業及び有識者が必要と認める事業を対象として点検及び評価を実施しておりましたが、今年度は第三次教育振興基本計画に定める全ての基本施策を対象として点検及び評価を実施することといたしました。

評価の流れといたしましては、まず 1 ページの中段以降の表にお示した評価基準に基づき各事業所管課が一次評価を実施し、次に、計画に定める全ての基本施策について包括的に有識者による二次評価を実施いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の実施ができなかったものについては、平時に設定した目標に対し適切な評価が困難であるとの考えから、E 評価、評価不能という形で整理をいたしました。

続きまして、5 ページから 7 ページまでを御覧ください。

今年度、点検・評価を実施した施策の一覧となります。表の一番左の欄が基本施策、真ん中の欄が具体施策となっており、二次評価では基本施策を単位として御意見をいただきまし

た。

続きまして、9 ページから 119 ページまでとなりますが、こちらが一次評価及び二次評価の結果を記載したところとなっております。この記載方法について具体的に説明をさせていただきます。

11 ページを御覧ください。

こちらは、豊かな心を育む教育の推進という基本施策でございますが、この基本施策は表の上のほうに記載をしております番号 1 の人権教育の推進という具体的施策、それから 13 ページになりますが、番号 2 の道徳教育の充実という基本施策、次に 15 ページの番号 3、体験・鑑賞活動の充実という 3 つの具体的施策で構成される基本施策であり、この基本施策に対する二次評価が 17 ページに記載をしております。この後の施策につきましても同様に具体的施策の一次評価、それから複数の具体的施策で構成する基本施策に対する包括的な二次評価の順番で掲載をしております。

続きまして、120 ページを御覧いただければと思います。

こちらは有識者の評価のまとめとなっております。評価のまとめでは、「教員による教育指導の取組状況に関する評価が B 評価であり、財政的な課題がある中でも、教育委員会と学校の協働的な取組を行い、現行の教育指導要領の趣旨を体現した授業改善や学習評価等、ソフト面での充実・改善を図る必要がある」という意見や、「4 年に一度行われる教科書採択に関する事務については、第三次教育振興基本計画に掲載されている事業ではないが、別枠で評価対象項目に位置付けることが必要と考える」との意見が出ております。また、点検及び評価の実施方法につきまして、「評価基準の差異が分かりづらく、その結果として、一次評価では B 評価に集中する傾向が表れている。また、B 評価以下のものについて、なぜ B 評価以下の結果になったのかという理由が記載されていない」といった御意見をいただいております。

続きまして、121 ページから 128 ページまでは教育委員会の活動状況、それから 131 ページ以降は資料となっておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

潮委員、お願いいたします。

○潮委員 私から 1 点質問をさせていただきます。

点検及び評価の報告書について、18 ページからございます番号 4 番の学力の定着について

ですが、こちらの調査について、昨年度実施の学年が小学校5年生と中学校2年生に変更・拡大ということでしたけれども、今年度の目標を見ますと、実施の学年が小学校6年生と中学校3年生ということで、昨年度調査を実施した学年を対象に今年度も調査を行うというふうに受け取っています。そうになってまいりますと、今後どの学年がどのように調査対象となるのかをお聞きしたいと思います。

○池谷教育長 石井指導主事、お願いします。

○石井指導主事 それでは、お答えします。

今年度の市の学力調査の対象学年になりますが、小学校は4年生、5年生、中学校は第1学年、第2学年、計4学年が対象となります。

なお、対象教科につきましては、小学校は国語、算数、中学校は国語、数学のそれぞれ2教科となっております。

以上でございます。

○池谷教育長 潮委員、いかがでしょうか。

○潮委員 ありがとうございます。そうしますと、学力調査の小学校6年生、中学校3年生というのは、国の調査の対象学年ということでよろしいでしょうか。

○池谷教育長 石井指導主事、お願いします。

○石井指導主事 それでは、お答えします。

委員のおっしゃるとおり、国の調査は小学校第6学年、中学校第3学年を対象に4月に実施されております。

以上でございます。

○池谷教育長 潮委員、いかがでしょうか。

○潮委員 ありがとうございます。市の調査が昨年度から変更・拡大されて取り組まれていますが、こちらはすぐに結果が出ないかもしれませんが、これからの学力向上につながるよう分析をしながら取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 3点お願いいたします。

45 ページなんですけれども、「地域安全マップの子供たちを巻き込んでの作成は評価できる」というふうにお褒めの言葉をいただいております。地域の安全マップを子供たちも参加して作っていくということは、子供たちの安全についての意識向上や、市の取組などへの理解にもつながると思いますので、感謝申し上げたいと思います。ぜひ、「今後もさらに発展で

きると良い」と書いてあるように、お願いしたいと思います。

2点目です。同ページのGIGAスクール構想の推進に関して、「小・中学校コンピュータ等の活用の推進」に示された目標について、「使い方やリテラシーに特化した内容となっていることに違和感を覚える」と書いてあります。第三小学校の学校評価だったと思いますが、学習にタブレット端末をよく活用しており、保護者からの質問などもありましたが、大変よく学習の効果や学力向上につながっていったと書いてありました。各学校において、このように各教科の取組をされているのか質問したいと思います。

○池谷教育長 加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 お答えいたします。

タブレット端末の活用につきましては、各学校で様々に取り組んでいるところでございまして、夏休みの持ち帰りによる学習なども進んでおり、また学校評価の中で端末の活用についても記載をするように指示しているところでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

3点目ですが、39ページです。第九小学校が、令和4年度はトーマス・ジェファークソン小学校の国際姉妹校としての取組でホームステイができなかったのは、新型コロナウイルス感染症による、いわゆるコロナ禍で実施できなかったのかもしれませんが、本当に残念であると受け止めました。しかしながら、令和5年度の目標では、マクドナルドインターナショナルスクールとの交流でホームステイの実施を予定しているとありまして、この7月に実施されたようですけれども、この取組は大変素晴らしいと思いました。英語によるコミュニケーションの向上につながり、子供たちが異文化を理解して国際感覚を身に付けるという点においても大変素晴らしい取組ではないかと思います。このような取組が各校へ広がっていくとよいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 41 号 令和 5 年度実施 令和 4 年度教育委員会事務事業点検・評価報告書
についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 7 議案第 42 号 武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例の申出に
ついて

○池谷教育長 日程第 7、議案第 42 号 武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例の申出に
ついてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 42 号の提案理由を説明させていただきます。

奨学資金基金の残高の減少に伴い、奨学金の支給対象者を段階的に縮小する改正を行うと
ともに、令和 7 年度末をもってその目的を達成したものとして、条例の廃止等の申出をする
必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の
上、御決定を賜りたくお願い申し上げます。

佐藤教育総務課長、お願いします。

○佐藤教育総務課長 それでは、議案第 42 号 武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例の
申出について御説明申し上げます。

奨学資金制度につきましては、昭和 46 年の市民からの寄附を契機に奨学資金基金を創設し、
昭和 47 年から開始した給付型の奨学金でございます。対象者は、高等学校に在学し、向学心
旺盛にして、かつ経済的理由による就学困難な市民とし、月額 5,000 円を支給するものでござ
いますが、令和 4 年度末時点での基金残高は 806 万 1,410 円となっており、令和 7 年度末
には基金がなくなる見込みとなっております。

また、高等学校の授業料につきましては、国及び東京都の助成制度により都立高校の場合
は授業料が無償となり、また、私立高校の場合でも都内にある私立高校の授業料の平均額が

助成されることから、おおむね無償となっております。

これらの状況を踏まえ、当初の目的は達成されているものと考えられることから、対象者を段階的に縮小するための改正を行うとともに、現在奨学資金を受給している現在高校1年生が卒業を迎える令和7年度末をもって奨学資金条例及び奨学資金基金条例を廃止するものでございます。

続きまして、改正内容について、別紙及び新旧対照表に基づいて御説明申し上げます。

なお、本改正につきましては、令和6年4月1日と令和7年4月1日に2回の改正を行った後、令和8年3月31日に廃止することとしておりますので、施行期日の順に説明をさせていただきます。

初めに、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第5条第2号でございますが、現在、高校1年生から3年生までを対象としておりますが、高校2年生及び3年生に対象者を縮小するものでございます。

こちらの施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

次に、2ページを御覧ください。

同じく第5条第2号でございますが、高校2年生及び3年生を対象としておりますが、高校3年生のみに対象者を縮小するものでございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日としております。

続きまして、恐れ入りますが2枚戻っていただきまして、別紙を御覧ください。

第1条でございますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、段階的に対象者を縮小した後、令和7年度末をもって奨学資金条例及び奨学資金基金条例の廃止を行うものでございます。これら2つの条例を改正または廃止するに当たり、教育委員会から市長へ武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例の申出をする必要があることから、本案を提出するものでございます。

なお、別紙の改正案につきましては、今後、文書審査を受けることとなり、修正が加わることがございますが、基本的な趣旨については変更ございません。

また、本制度の廃止に伴う代替策といたしまして、現在、所管課では、新高校生に対して入学準備金のように一時的に支給できる制度ができないかどうかを検討しておりますので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

説明については、以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 42 号 武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 8 その他

○池谷教育長 日程第 8、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

○池谷教育長 次に、日程第 9、議案第 43 号の審議といたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 17 条第 7 項ただし書の規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

ここで、関係者以外の職員が退出いたしますので、暫時休憩いたします。

午前 10 時 18 分休憩

午前 10 時 19 分再開

○池谷教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 9 議案第 43 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について
(人事案件のため、会議録は非公開)

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和 5 年第 7 回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 10 時 22 分閉会